

第23期 第3回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年7月29日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	堀 内 精 二	
	会長代理	立 石 政 男	
	委 員	富 田 重 基	
	〃	古 川 今 日 志	
	〃	川 山 光 則	
	〃	田 村 義 夫	
	〃	尾 野 明 彦	
	〃	黒 滝 洋 子	
	〃	伊 藤 大 作	
	〃	山 縣 勝 彦	
	〃	菊 谷 尚 久	
	〃	竹ヶ原 公	
	〃	永 瀬 めぐみ	
欠席委員	柴 田 武 信	信 行	
〃	東	信 行	
県 側	水産振興課	副 参 事	野 月 浩
	〃	主 幹	白 川 慎 一
	〃	技 師	澤 田 篤 篤
	鱒ヶ沢水産事務所	所 長	田 村 直 明
	むつ水産事務所	副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長		三 橋 潤一郎
	主幹専門員		長谷川 清
	技 師		傳 法 利 行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

議案第2号：青森県において水産資源の保全及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

議案第3号：令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第3回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたしております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、尾野委員と黒滝委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

資料の方は2ページ目と3ページ目を御覧いただければと思います。

先月と同様に漁業種類、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

2ページ目、3ページ目ですけれども、こちらの漁業種類は小型いか釣り漁業（するめいか）ということでございます。

こちらの漁業期間は、毎年5月の21日から翌年の1月31日までとなっております。毎年、1月に諮問させていただいているところでございます。

1月の諮問の際には、県内漁業者の256隻、県外漁業者201隻を諮問させていただきました。

今回、これらに加えて、新規分として県内漁業者、実際は大間漁協の漁業者1隻と、3ページ目の山形県の漁業者1隻について、新規の追加ということで諮問させていただくということでございます。

よって、許可期間は、許可の日から来年の1月31日までとなります。

また、事前に県小型いか釣り協議会からの意見を聴き、了承されているところでございます。

以上が、2ページ目、3ページ目に関する小型いか釣り漁業（するめいか）に関する補足説明でございます。

続いて、最後のページ、4ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、なまこ固定式刺し網漁業でございます。

一番右の備考欄にあるとおり、許可の有効期間は本年10月から令和10年4月までとなっております。3年の許可期間の更新ということでございます。

先月の6月に同じく、なまこ固定式刺し網漁業ということで、むつ市と横浜町の分を諮問させていただきました。今回は、それ以外の湾内の分ということで、表の方は6段になっています。上の方から順番に説明させていただきます。

一番上の段は、漁業を営む者の資格として、西共第33号共同漁業権の組合員行使権者ということで、外ヶ浜町漁協の平館の漁業者を想定しており、操業区域は、同じく西共第33号共同漁業権漁場の区域、許可すべき船舶等の数は21隻となっております。

次の段は、同じく、こちらは西共第35号共同漁業権の組合員行使権者ということで、外ヶ浜町漁協の蟹田の漁業者を想定しており、許可すべき船舶の数は47隻となっております。

次の段が、こちらは、西共第41号共同漁業権の組合員行使権者ということで、青森市漁協、これは奥内、油川支所の組合員、漁業者ということ想定しており、許可すべき船舶等の数は12隻ということでございます。

更に次の段は、西共第43号共同漁業権ということで、青森市漁協の原別、野内、久栗坂支所の漁業者ということ想定しており、許可すべき船舶の数は44隻です。

続いて、下から2段目ですけれども、操業区域は、西共第45号共同漁業権漁場ということで、平内町漁協の組合員漁業者を想定しており、許可すべき船舶等の数446隻となっております。

そして最後に、一番下の段でございますけれども、西共第47号共同漁業権漁場の区域ということで、野辺地町漁協の組合員漁業者を想定しており、許可すべき船舶等の数は35隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

皆さん、何か御質問、御意見はありませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御意見、御質問もないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県において水産資源の保全及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号 資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読みあげます。

諮問書

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、変更に当たり、字句の修正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足等があればお願いします。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針、以降、県方針と呼びますが、この変更について補足説明させていただきます。

議案第2号資料1の3ページ目の新旧対照表を御覧ください。

個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針は、県方針の別紙として定めることとなっており、特定水産資源、いわゆるTAC魚種については別紙1、特定水産資源以外の資源であって、国の資源評価が一定水準まで進んでいるものについては別紙2、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、国の資源評価が進んでいない資源は別紙3に、それぞれ資源管理の方向性を定めることとなっており、この県方針第8の記載については、令和7年9月より、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）が特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとなったため、別紙1の12、ぶりの後に別紙1の13、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）を追加するものです。

また、4ページ目では、別紙1への移行に伴って、別紙3の11、べにずわいがに日本海系群を削除ものになります。

なお、記載内容については、国の資源管理基本方針及び水産庁長官通知である知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いにおけるステップアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成しております。

以上が県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いします。

川山委員

はい。

堀内会長

はい。

川山委員

すみません、私、べにずわいのこと、知らなかったものですから、ちょっと。

TACの対象になったということは、べにずわいの資源量が少なくなったと思っ
ていいんですか。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

資源評価が進んでおりますので、これに基づいてTAC管理を行っていくということ
になっており、それで、すぐ開始ということではなくて、ステップ1からステップ
3まで、段階を踏むものになっている中で、今回は、ステップ1から始めていきます。
という中身になっております。

川山委員

はい。

堀内会長

はい。

川山委員

それじゃ、資源量は、少なくなっているということではないですか。

資源が、今、枯渇しているというわけではないんですか。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

そういうことではないです。

川山委員

分かりました。

堀内会長

皆さん、何か他に御質問、御意見はないでしょうか。

すみません、私の方からいいですか。

今の川山委員の方からありました、べにずわいのTACですね。今、ステップ1がスタートしたそうですが、ステップ3まで、大体でいいので、ステップ1、ステップ2、ステップ3の進行の説明をしていただければと、お願いしたいんですが。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課

そちらの説明については、次の議案に資料が付いておりますので、そちらの方で、また御説明させていただくことでよろしいでしょうか。

堀内会長

はい、分かりました。

ありがとうございます。

皆さん、何か他に御質問、御意見はありませんでしょうか。

委 員

(「なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思います、御異議、ございませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいたします。

次に議案第3号「令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読みあげます。

諮問書

令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年7月2日付け7水管第748号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

堀内会長

それでは、県から補足等があればお願いします。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について、補足説明させていただきます。

議案第3号3ページを御覧ください。

令和7年7月2日付けで、農林水産大臣より、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されております。

知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案になります。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、令和7年9月から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップアップ1を開始することとなりましたが、その当初配分については、6,254トンの内数となっており、これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量について具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するものになります。

参考資料として、先ほど質問がありました、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、4ページ目から添付していますので、後ほど御覧ください。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの御説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

川山委員

はい。いいですか。

堀内会長

はい。

川山委員

この農林水産大臣からの配分ということは、うちだけではなくて、秋田、新潟、富山、あの辺でべにずわいを獲っていますよね。あそこも全部入れてTACの対象にするという考え方ですか。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

御質問のとおりで、そちらの方も含めて行うこととなっております。

川山委員

はい。

堀内会長

はい。

川山委員

青森県では、日本海でしかやっていないと思うんですけども。大体獲っている量は、今年、第1段階で6千トンとかの量になるんですか。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

この6, 254トンは、関係する県を含めた数字となりますので、青森県では、1事業者のみがやっているんですけど、その1事業者での数量ということにはなっておりません。

川山委員

はい。

堀内会長

はい。

川山委員

あまり、青森県の事業者には影響がないような数字の配分になるんですか。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 白川主幹

現在のところは、数量を規制するものではなく、これから管理を始めるにあたっての練習の期間というようなイメージで進めることとなっておりますので、ステップ3までは、特段問題なく進めるようなものになります。

川山委員

はい、分かりました。

堀内会長

皆さん、何か他に御意見、御質問ないでしょうか。

すみません、それでは私の方から。

今のべにずわいのTAC管理ですと、ステップ1からステップ3までやるんですが、今、県からの説明で総量管理ということで説明を受けました。

これは、水産庁が総量管理をしているということで、青森県の枠が減らないように、県の方ではその辺を十分注意して、ステップ1、ステップ2、ステップ3と対応していただければと思います。よろしくお願いします。

皆さん、何かその他の御意見は。

委 員

（「なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第3号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

それでは、議案第3号「令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第3回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時52分